

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年10月29日

京都府営水道事務所長 山本 克

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称

クリーンベンチ 一式

(2) 購入物品の特質、数量等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和2年2月28日（金）

(4) 納入場所

京都府営水道事務所水質管理センター
木津川市吐師医王寺

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774)24-1522

ファクシミリ番号(0774)24-1549

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

(1) 原則として、5の(1)の期間に、京都府営水道事務所ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、5の(1)の期間に2の場所に問い合わせの上、入手すること。（同期間の正午から午後1時までの間を除く。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件等を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「薬品・理化学機器類」 一小分類「計測・理化学機器」
- (3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができるものと認められる者であること。
- (5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和元年11月6日（水）まで（日曜日、土曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出場所

2に同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料（納入実績表）

過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を5件程度記入すること。なお、契約保証金の免除を希望する場合は、国、地方公共団体（独立行政法人等は除く。）に対する納入実績を2件以上とすること。

(4) 提出方法

入札に参加を希望する者は、申請書等を持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

(5) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、令和元年11月8日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

6 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

以下の点に留意の上、2の場所へ別添質疑書により提出すること。

ファクシミリによる提出も可能であるが、その場合においても必ず会社名及び代表者印を押印のこと。

ア 件名は「クリーンベンチ購入に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和元年11月6日（水）午後5時15分まで

(3) 回答

令和元年11月8日（金）までにファクシミリにより回答する。

7 入札手続等

(1) 入札日時

令和元年11月18日（月）午前10時

(2) 入札場所

京都府営水道事務所2階会議室
（宇治市宇治下居64）

(3) 入札の方法

ア 入札に参加する者は、(1)の日時までに(2)の場所へ入札書を持参により提出すること。なお、郵送による提出は認めない。

イ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合は、入札を中止することがある。

ウ 入札回数は、2回までとする。

(4) 入札書

ア 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を提出すること。

(5) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、仕様書に示すクリーンベンチ一式の金額とし、搬入費等

納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(8) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の場所へ提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(10) 入札

ア 入札は、(1)の日時及び(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明等に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

ク 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者

のした入札

ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

コ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに、指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金
免除する。

10 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否
要する。

13 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

15 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。